別　表

法人特別税の課税事業年度

事　　例

【例１】通常の場合　９月決算（年１回）

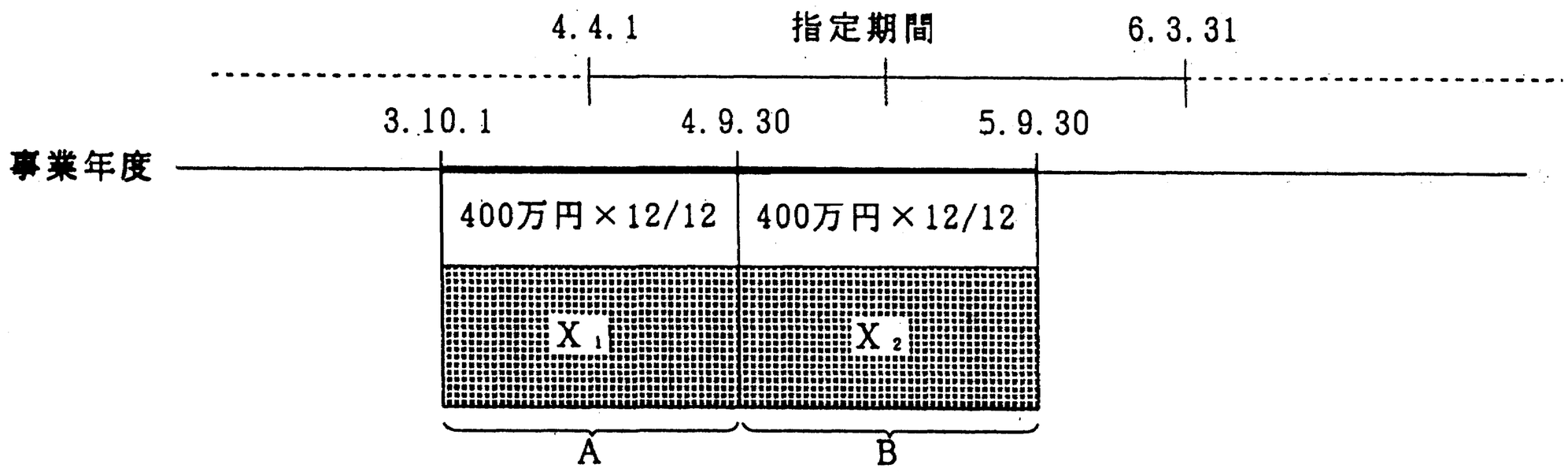

（注）　━━━━ 部分は課税事業年度を示す（以下同じ。）。

【例２】事業年度変更の場合(1)　12月決算（年１回）⇨６月決算（年１回）［4.4.1 変更］

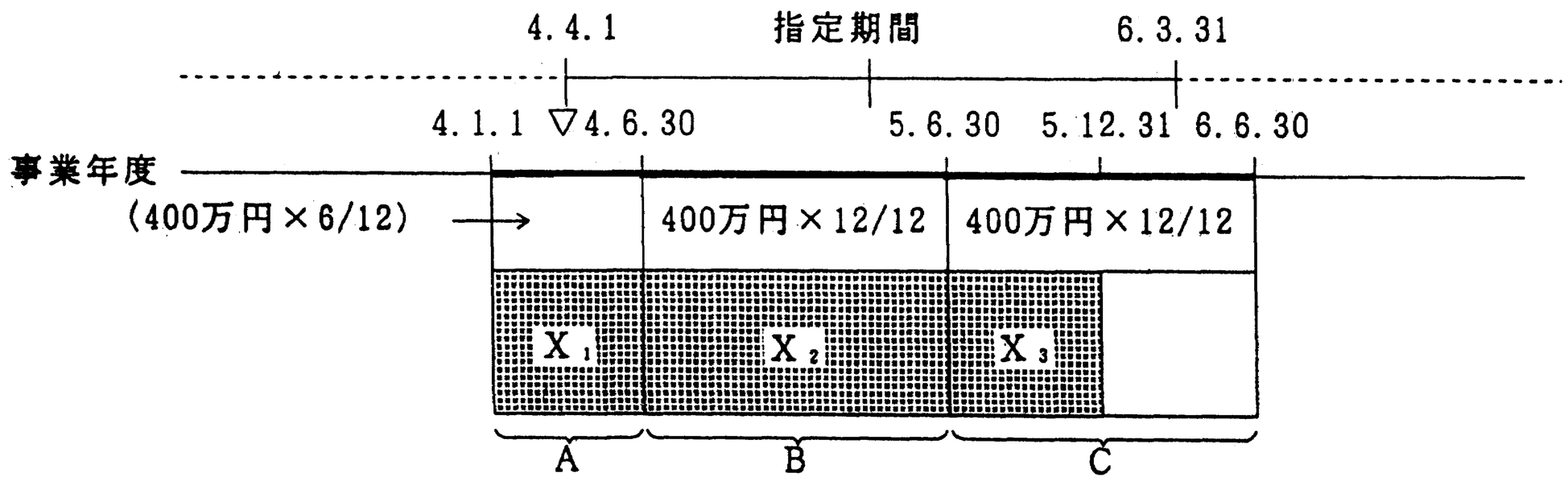

【例３】事業年度変更の場合(2)　９月決算（年１回）⇨３月決算（年１回）［6.1.5 変更］

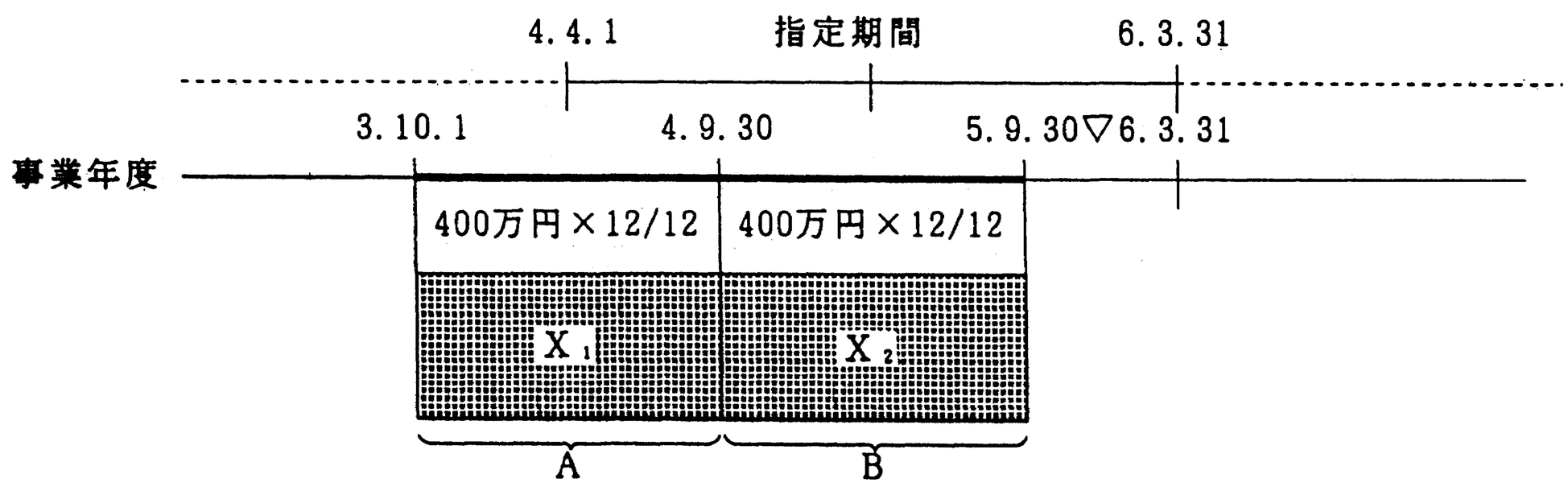

と課税標準法人税額の計算

課税事業年度の説明	課税標準法人税額の計算
○　指定期間内に終了する事業年度の月数が24月であるので、その事業年度（4.9期及び 5.9期）がそのまま課税事業年度となる（法人特別税法７①）。 （注）例えば年２回決算（３月・９月）の場合にも、4.９期、5.３期、5.９期及び6.３期の月数の合計が24月であるので、いずれもそのまま課税事業年度となる。	①3.10. 1 ～ 4. 9.30 X_1 ＝ A － 400万円 × 12／12 ②4.10. 1 ～ 5. 9.30 X_2 ＝ B － 400万円 × 12／12 （注）Ｘは課税標準法人税額を、Ａ～Ｅはそれぞれの課税事業年度の基準法人税額を示す（以下同じ。）。
○　事業年度の変更により、指定期間内に終了する事業年度（4.6期及び5.６期）の月数の合計が24月に満たないので、指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日（4.1.1）以後２年を経過する日（5.12.31）までの期間内の日を含む事業年度（4.6期、5.６期及び6.６期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②一）。	①4. 1. 1 ～ 4. 6.30 X_1 ＝ A － 400万円 × 6／12 ②4. 7. 1 ～ 5. 6.30 X_2 ＝ B － 400万円 × 12／12 ③5. 7. 1 ～ 6. 6.30（最後の課税事業年度） X_3 ＝（C － 400万円× 12／12）× 6／12 （注）最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（5.7.1）から指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日（4.1.1）以後２年を経過する日（5.12.31）までの期間の月数で按分（下線部分）する（法人特別税法９④一）。
○　事業年度の変更により、指定期間内に終了する事業年度（４.9期、５.9期及び６.3期）の月数の合計が24月を超えるので、指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日（3.10.1）以後２年を経過する日（5.9.30）までの期間内の日を含む事業年度（４.9期及び５.９期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②一）。	①3.10. 1 ～ 4. 9.30 X_1 ＝ A － 400万円 × 12／12 ②4.10. 1 ～ 5. 9.30（最後の課税事業年度） X_2 ＝（B － 400万円× 12／12）× 12／12 （注）５.9期は、「最後の課税事業年度」にも該当する（法人特別税法９④一）。 最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（4.10.1）から指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日（3.10.1）以後２年を経過する日（5.9.30）までの期間の月数で按分（下線部分）する（法人特別税法９④一）。